

## 大泉町地域公共交通活性化協議会設置規約

### (設置)

第1条 大泉町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議するために設置する。

### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を群馬県邑楽郡大泉町日の出51番1号に置く。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 計画の実施に関する事項
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) その他協議会が必要と認める事項

### (組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、監事及び委員をもって組織する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長、副会長及び監事)

第6条 協議会に会長、副会長及び監事を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長 委員のうちから選任する者
- (2) 副会長 委員のうちから会長が指名する者
- (3) 監事 委員のうちから会長が指名する者

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(委員)

第7条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 大泉町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般社団法人群馬県バス協会の代表者
- (4) 一般社団法人群馬県タクシー協会の代表者
- (5) 鉄道事業者
- (6) 住民の代表者
- (7) 商工・観光関係団体の代表者
- (8) 関東運輸局群馬運輸支局長又はその指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (10) 道路管理者又はその指名する者
- (11) 警察署長又はその指名する者
- (12) 学識経験を有する者
- (13) その他協議会の運営上必要と認められる者

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、前項の規定により会長が招集した委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として公開する。ただし、必要があると認められる場合、議長は会議に諮って非公開とすることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第9条 協議会は、次の各号に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、会議を開催するいとまがない場合
- (2) 事前に会議において書面による決議の了承を受けている場合
- (3) やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、会長が軽微と認める事項の場合  
(協議結果の取扱い)

第10条 協議会の構成員は、協議会において協議が整った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、大泉町都市建設部都市整備課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金、町の負担金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和8年1月5日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和8年5月7日から施行する。